

内管漏えい検査 委託の手引き

2021年2月

因の島ガス株式会社

1 目次

I. はじめに	1
II. 委託要件の基本的事項	
(1) 前提	1
(2) 基本要件	2
1) 認定要件	2
2) 欠格要件	2
3) 保安水準の確保	2
4) 自主保安業務の実施	3
5) 再委託への対応	3
6) 委託の取り消し等	4
(3) 定期漏えい検査の要件	4
1) 対象範囲	4
2) 必要資格	4
3) 業務実績	4
4) 関与・統制、信頼性	5
5) 継続的な体制確保	5
6) 効率的な運用	6
(4) その他	
1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査	6
2) 受託するための手順・手続き	6

- I. はじめに本手引きは、因の島ガス(株)(以下当社と言います)の内管検査業務委託者となって当社の需要家への内管検査業務を行うことを希望される企業・個人の方に、その必要要件や手順などをご紹介するために作成したものです。

都市ガスの設備(内管)はガス事業法で規定する「ガス工作物」にあたります。ガス工作物に関しては、ガス事業法に規定するガス工作物の技術的合意時義務が一般ガス導管事業者に課せられているなど、ガス事業法や関連する法令により様々な規定があり、一般ガス導管事業者はこれを全うする義務を負っています。そのため、一般ガス導管事業者である当社は、この責任を共に全うできることを前提に内管検査業務委託者を選定しています。

また、当社は開栓業務に於いての開栓時内管検査は、当社に申し込んでいただき、当社の内管検査員が検査を実施いたします。

II. 委託要件の基本的事項

(1) 前提

- ・ 当社は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするための委託要件を定め、委託先はその要件を遵守する。本手引きにはその要件項目・内容・例を示す。
- ・ 委託先選定の自由については、内管の保安責任をもつ当社にあります。
- ・ 本手引きに記載の内管漏えい検査は、法定業務である「定期漏えい検査」のことをいう。
- ・ 「定期漏えい検査」は法定業務としての厳格性が要求されることから、適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保することが必要である。

- (2) 基本要件当社は、内管漏えい検査のいずれの業務において、委託する際に必要となる基本的な要件を以下に定める。

1) 認定要件

【委託先に求める要件】

- ① 取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。また、連帯保証人がいること。
- ② 継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。

- ③ 所定の資格を有する要員を一定数以上確保しており、業務に従事させ得ること。・内管漏えい検査業務に必要な装備を一定数以上保有しており、業務に利用できること。
- ④ 当社の供給区域内での内管漏えい検査業務に支障を来さない地域に事業所を有すること。

2) 欠格要件

- ① 精神の機能の障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者。
- ② 破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
- ③ 反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。
- ④ その他当社が別途定める要件に該当する者。

3) 保安水準の確保

【当社が行う項目】

- ① 当社は、委託先が、保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。
- ② 当社は、内管漏えい検査の抜き取り検査を行い、検査結果を委託先管理者へフィードバックする。
- ③ 当社は、委託先へ内管漏えい検査の実施状況を確認するために、委託先の事業所監査を行う。

【委託先に求める要件】

- ① 委託先は、保安水準を確保するための体制を当社の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告する。変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。
- ② 委託先は、当社が定めた自主保安業務を実施すること。
- ③ 委託先は、当社が定めた保安品質、CS等の諸施策に協力すること。
- ④ 委託先は、当社が実施する内管漏えい検査の実施状況確認のための委託先の事業所監査を受けること。また、監査結果の指摘・改善事項等に対して、真摯に対応するよう努めること。
- ⑤ 委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者・検査員へ保安に関する指示を行う、当社が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。

- ⑥ 委託先の管理者は、当社が実施する内管漏えい検査の抜き取り検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。
- ⑦ 委託先の管理者は、当社が定める内管漏えい検査の抜き取り検査要領等に基づき抜き取り検査を行い、検査員に指導等を行う。その検査結果は、当社へ報告すること。
- ⑧ 委託先の検査員は、当社の指定する研修を修了していること。

4) 自主保安業務の実施

- ・ 当社が定める自主保安業務を委託先が内管漏えい検査と併せて実施すること。

自主保安業務

- ① マイコンメーター設置状況の確認
- ② 露出配管部の外観(検査厨房内の水影響を受ける配管の腐食有無確認含む)
- ③ マイコンメーターの点滅有無確認
- ④ メーター復帰札の状況確認
- ⑤ ガス警報器設置有無の確認及び需要家に対し設置の促進。
- ⑥ お客様に対する点検結果のお知らせ
- ⑦ 不使用ガス栓へのゴムキャップの取り付け
- ⑧ 点火試験

5) 再委託への対応

- ・ 内管漏えい検査を委託先自らが行うことを基本とするが、当社は、委託先が再委託を希望した場合、当社との契約に基づき、委託先が、責任を持って再委託先が行う業務を適切に管理できることを確認、もしくは適切に管理できる仕組み等を構築し、業務に応じて、関与・統制、信頼性を満たすことを確認のうえ、再委託の可否を判断する。

【委託先に求める要件】

- ① 委託先は、あらかじめ書面により当社の承諾を得たうえで、再委託の手続きを行うこと。
- ② 委託先は、当社と委託先との契約内容を、再委託先との契約内容に反映すること。
- ③ 委託先は、再委託先を管理する方法を当社へ事前に書面にて説明すること。
- ④ 委託先は、定期的に再委託先の管理状況を当社へ報告すること。

【再委託先に求める要件】

- ・ 再委託先は、委託先との契約内容を遵守することの誓約書を、委託先を通じて当社へ提出すること。

6) 委託の取り消し等

- ・ 当社は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適切しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。
- ・ 当社は、委託先が、契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
- ・ 検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、当社は、委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

(3) 定期漏えい検査の要件

1) 対象範囲

- ・ 定期漏えい検査において、外部委託している範囲を対象範囲とする。
- ・ 今後、外部委託する範囲が発生、もしくは拡大する場合は、遅滞なく対象範囲および委託要件を定める。

2) 必要資格・定期漏えい検査を委託するうえで必要な、委託先検査員の資格の要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ・ 日本ガス協会内管検査員資格
- ・ 当社独自の資格(定期漏洩検査を実施する上で十分な知識・技能を備えていると当社が認めた者)

3) 業務実績

- ・ 定期漏えい検査を委託するうえで必要な、委託先およびその検査員の業務実績の要件を定める。
- ・ 定期漏えい検査は、法定業務としての厳格性を求められる実態にあるため、そのために必要な要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ① 委託先としての業務実績: 定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が、4年以上あること。

- ② 検査員としての業務実績: 定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績が、3か月以上または、内管検査員資格を有する者に1か月以上同行して業務の現場教育を受けた場合。

4) 関与・統制、信頼性

- ・ 法定業務としての厳格性が求められる中で、保安水準を確保し法定周期を遵守するため、委託先に対して関与・統制、信頼性を確保するための要件、または、それらに代替しうる要件を定める。

【委託先に求める要件】

- ① 当社と長期的な取引があること。
- ② 当社と関与・統制、信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

5) 継続的な体制確保

- ・ 法定業務としての厳格性が求められる中で、保安水準を確保し法定周期を遵守するため、継続的に最適な要員体制を維持・管理するための要件を定める。

【当社が行う項目】

- ① 当社は、業務委託契約において、委託先が長期継続できる体制を構築する。
- ② 当社は、委託先の経営状況や経営の安定性を確認する。
- ③ 当社は、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認する。

【委託先に求める要件】

- ① 委託先は、業務体制、検査員の要員計画を定期的に当社へ届け出ること。
- ② 委託先は、長期継続できる体制を構築すること。
- ③ 委託先は、2年以上前に解約を申し入れること。
- ④ 委託先は、継続的に受託できなくなった場合、自らに代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を負担すること。

6) 効率的な運用

【当社が行う項目】

- ・ 当社は、面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行う。

【委託先に求める要件】

- ① 委託先は、当社が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。

- ② 委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は、当社が定めた方法により法定周期を管理すること。
 - ③ 委託先は、当社が指定するシステムや携帯端末などを活用し、検査業務を管理すること。
- (4) その他
- 1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査
- 【委託先に求める要件】
- ① 委託先は、特定地下街・地下室等の場合、委託先が、定期漏えい検査時に地下区分設定の確認ができること。
 - ② 委託先は、内管図面により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
 - ③ 委託先は、定期漏えい検査時に特殊設備(ガス遮断装置など)の作動確認ができること。
 - ④ 委託先は、内管工事・維持管理の実績があること。
- 2) 受託するための手順・手続き
- ① 受託相談・当社は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託先選定期間や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。
 - ② 受託申請手続き・受託希望者は、受託申請書類に必要事項を記載し、当社が指定する窓口へ提出する。
 - ③ 申請書類確認・当社は、受託希望者から提出された申請書類の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認する。
- 【申請・相談窓口】 因の島ガス株式会社
業務部営業課
TEL0845-22-2222
FAX0845-22-2224
- ④ 委託先選定
 - ・ 当社は、保安水準の確保および法定周期遵守等の観点から、受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行い、委託先を選定する